

関西福祉科学大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

関西福祉科学大学

認証評価結果

【判定】

評価の結果、関西福祉科学大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

総評

大学は平成 9(1997)年、社会福祉学部社会福祉学科の 1 学部 1 学科で設立された。その後、平成 13(2001)年、大学院社会福祉学研究科を設置し、更に平成 15(2003)年には社会福祉学部に臨床心理学科を増設すると同時に健康福祉学部が併設された新しい大学である。

大学は、昭和 17(1942)年に創設された「財団法人山田学園」を原点とし、「学校法人玉手山学園」を母体として設立されている。大学は学園の建学の精神である「感恩」を継承し、その精神を生かした社会福祉に貢献出来る専門性の高い職業人が輩出し、併せて教育者及び研究者を育成することを大学設立の目的としている。まだ大学が設立されてからの歴史が浅く、教育や研究の業績・成果まで十分に評価することは困難である。しかし、大学が教育や研究に傾注している熱意や現状から、該当する評価基準の諸事項については妥当性が高い。長い期間を経て培われてきた学園の精神が大学運営にも深く反映し、その意思がそのまま引継がれ、教育方針や目的意識は、明確である。

学部及び大学院における教育・研究の方針は、建学の精神や教育理念に照らし、学科や専攻ごとに社会の要請に沿うような目的と目標を定めた教育課程になるよう工夫されている。そして教育や研究活動を活性化させるために、大学は適切な教員数を確保すると同時に各種補助制度を活用している。更に教育の質の向上を図ることを目的に、「FD 委員会」をはじめとする各種委員会を設け、教育力の向上のために努力している。

理事長(学長)の「学生教育を担当しているのは、単に教員だけに限らず、事務系職員も教育者の一人である認識の基に大学運営を行っている」という考え方は、教職員が一致団結して大学運営に当たっているとの印象を強く受けた。

大学の各施設・設備などは、すべて中長期の事業計画に基づいて自己資金で賄われ、教育研究環境は優れ、建物・設備などは新しくよく整備されている。現状における大学の収支バランスは極めて良好で、借入金無しの状況で運営されている。理事長が学長を兼務することで、経営と教学のバランスを十分考慮しながら教職員の理解と協力を得て運営されている。

大学の教学上の運営は、教育及び研究の学内意思を統一するために、教授会の上部に大学評議会を置き、教学面の最高審議機関としての役割を持たせ、全学的な意思の疎通と教

育の方針を決定している。教育研究組織として特筆されるのは、キャンパス内に独立した施設として「心理・教育相談センター」を置き、臨床心理士を目指す学生の実習ばかりでなく、外部に開放して心の相談や治療を行っていることである。また、学外に医療法人の施設を借受け、同法人と提携して「EAP 研究所」(Employee Assistance Program: 従業員支援プログラム)を共同開設し、現代社会におけるメンタルヘルスに関する研究機関として活動し、大学院の教育、研究に貢献している。これにより、メンタルヘルスに関する研究の発展に寄与することが大いに期待される。

現在、高等教育における教養教育の在り方が問われているが、福祉系の教育には人間性を高めるための教養科目は特に不可欠である。教務委員会とは別に「教育活性化委員会」を置き、学長自ら指揮を執り教務委員会と協力しながら、カリキュラム改革を行い、新しい教養教育を目指しており、今後の具体的な成果を期待する。

全学的に教員 1 人に 10 数人の学生を担当させるゼミナ - ル制が導入され、学生の向学心の高揚と学生相互の交流、教員とのコミュニケーションを図り、進路選択や相談、指導などに活用して学生支援を行っている。このようにきめ細かな教育上の配慮が実行されており、学習環境を良好に保つよう努力している。

大学は福祉や労働衛生領域における専門家を養成し、社会に貢献しようとしており、行政や福祉関連協議会などに積極的に専門家を参加させ、地域社会に活動できる場を求めてボランティア活動を強め、地域と大学の絆を強めようと努力している。これらの行動は、学生に専門家になるための誇りと自覚を持たせるために極めて効果的である。

このように、学生教育に積極的に取り組んでいるが、これらの熱意による成果が十分に発揮されるには、大学が設立されてからの経過から考えて、しばらく時間を必要とする。今後の更なる発展を期待したい。

基準ごとの評価

基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「感恩」、大学の基本理念とそれに基づく大学の使命・目的は明確に定められ、それを学内外に明示する努力が適切に行われている。具体的には学則・学生便覧・大学案内などに明示され、ホームページに記載して広く学外に公表している。

学生に対しては、学生便覧で、入学志願者に向けては大学案内を利用して、建学の精神「感恩」を理解しやすいように図式化し、詳細に解説している。教職員に対しては、学園広報誌に記載され、「新任職員研修会」「理事長年頭所信表明」において建学の精神、基本理念が示されている。更に、毎年、理事会が建学の精神、大学の使命などについて再確認、点検などを行っている。このように、建学の精神を基盤として大学の使命・目的が明確にされ、福祉社会の構築に貢献できる専門能力を有する有能な人材を育成することを目的と

していることが、学内外に周知されるよう努力している。

基準 2 . 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の基本理念及び使命・目的に沿って 2 学部 4 学科、1 研究科と 2 つの附属研究機関は福祉社会の総合的・複合的な実践教育を実現する体制をとっている。そして、臨床福祉あるいは「福祉のこころ」を共通のキーワードとすることにより、関連性の強い学問領域を有する総合科学としての教育研究を行うことを目的としており、各組織は相互に適切な関連性を有している。

「教務委員会」とは別に新たに「教育活性化委員会」を置き、教養教育の在り方を検討している。

教育研究に関わる学内審議機関は、大学評議会と教授会が中心となって関係委員会を組織することにより、適切に運用され、大学の使命・目的及び学生の要求に対応している。そして、建学の精神及び教育理念に基づいた社会福祉に貢献できる職業教育に一貫した方向性が示されており、目的を達成させるための組織として十分に機能するよう考慮されている。

基準 3 . 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学部及び大学院は、大学の建学の精神・教育理念に基づき、学科・専攻課程ごとに社会の要請に沿う教育目的と目標を明確に定め、学則、学生便覧などに明記している。教育目的と目標を達成するために、学部教育課程においては、教科目は一般共通教育科目・専門共通科目・専門科目・教育免許に関する科目の科目区分に分けられ、更に順序立てて履修できるように、レベル設定または年次配当し、体系的なカリキュラムが編成されている。なお、シラバスに基づく授業回数及び休講の補講をはじめ、授業期間、年間行事など学事関係の事項は、適切に定められ、厳格に運用されている。

一般共通教育科目は、5 区分（基礎教養・総合教養・言語教育・健康教育・情報教育）に分類され、基礎教養を最重要部門に位置付けて、人間性を涵養する少人数制ゼミナールが行われている。また、言語教育、情報教育においては、学生の高校での履修・未履修別、習熟度別、再履修者用のクラス設定などきめ細かな教育体制がとられ、特色ある教育方法が工夫されている。各教育課程の専門教育では、実践的な教育、その理論と技能（臨地実習）に重点を置く学科目が設けられている。また、大学院の教育課程及び学部教育には、

「EAP 研究所」(Employee Assistance Program : 従業員支援プログラム) と連携して、レベルの高い実践的な指導体制がとられている。

なお、学部・学科、大学院、更に大学を超えた教育交流として、専門教育科目の他学科への開講、他大学との単位互換制度が設けられ、学習の機会が広がられている。そのほかに、ゼミ担当教員による担当学生の個別指導や、教育懇談会での保護者との個別面談などが行われ、修学の改善・向上が図られている。

【優れた点】

- ・大学院の教育課程は、産学協同で設立した「EAP 研究所」と連携して、実践に重点を置くレベルの高い指導体制をとっていることは評価できる。

【参考意見】

- ・学期ごとの履修単位数の上限及び年間修得単位数の上限が高く設定されているので、学生が4年間の修業期間においてバランス良く単位修得ができるよう指導されることが望まれる。

基準4 . 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

各学部・学科及び大学院専攻・課程のアドミッションポリシーは、建学の精神「感恩」及び大学の目標「意欲ある学生」に基づいて策定されて、学則、募集要項、ホームページなどに記載されている。受験生や高校などの関係者へは、このような媒体あるいは入学前の大学説明会を通して周知されている。入学者選抜においては、アドミッションポリシーに沿って多様な選抜方法が、適正な体制で行われ、募集定員は、全学部とも適切に充足されている。

学習の支援については、学生と教員間の距離を近くして、学習効果を上げようとする工夫が正規の授業科目の中で取入れられ、また、他大学との単位互換、資格修得などの工夫が積極的に行われ、学生への幅広い学習支援となっている。

学生サービス及び就職・進学支援の体制は、「学生支援センター」を中心に整備され、積極的に運営されている。

学生へのサービスについては、学生の健康相談、心的支援、生活相談のための保健室・学生相談室が設けられ、専門の教職員を適切に配置し、運営されている。特に健康相談、心的支援については、詳細なデータが集積・分析され、その改善に利用されている。経済的支援については、学生便覧などに大学及び学外の奨学金制度が適切に案内され、給付・貸与率が高い。

就職・進学支援などについては、「学生支援センター」の中に設置された「学生支援委員会」のもとで、活動内容が明確にされ積極的に取組まれている。学科ごとに入学から卒業

時まで一貫した就職・進路ガイダンスが計画的に開催され、更に講習会、資格取得のためのプログラム、「就職ハンドブック」の発行による情報提供など、多彩な支援が行われている。就職相談室の利用者は年々増え、高い就職率となっている。

基準 5 . 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

各学科には、大学設置基準に基づき教育課程を遂行するために必要な教員数が確保され、それぞれの核となる学問分野ごとに専任教員が適正なバランスで配置され、きめ細かい指導がなされている。

教員の採用・昇任などについては、「大学教員任用・昇任規程」と「大学教員任用・昇任選考基準」が整備されている。これらの規程に基づき、採用・昇任に関する公平性が配慮されており、適切に運用されている。

教員の教育担当時間では、持ちコマ数の基準が定められ適切に配分されている。教員の教育研究活動を支援するために、大学院生や学部生が配置され、授業補佐・教育補佐を行い、支援体制は有効に機能している。

教育研究活動の向上のために「FD委員会」を設置し、「新任教員研修会」「FD研究会」の開催、「授業の公開」「小テスト実施の促進」などをプログラム化することにより、教育力・教授力の向上を図っている。また、外部研究資金の獲得に努め、教育研究の活性化を図っている。

基準 6 . 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の開学以降、組織の拡大に合わせた事務組織の検討が進められ、現在は法人本部と大学事務局があり、大学事務局には適正な職員が配置され、機能的に運営している。

職員の採用は、法人本部が行う一般公募と大学が独自で募集する方法で運用され、昇任及び異動についても明文化された手続きにより、適切に運用している。

職員の資質向上のための研修については、OJTを基本とし、外部機関での研修会や各種説明会に参加させ、職員の自己啓発促進のための制度として「通信教育講座受講制度」を設け一定の基準のもとに受講料を補助するなどの取組みを行っている。

教育支援事務体制は、教務部、「学生支援センター」が入学から就職までの支援を、また、研究支援事務体制は、総務部を中心に教員と連携を図りながら科学研究費補助金、共同研究などの競争的研究資金の支援を機能的に運営している。

【優れた点】

- ・職員の自己啓発のための制度として「通信教育講座受講制度」を設けるなど、職員の資質向上支援を図っていることは高く評価できる。

基準 7 . 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人の管理運営体制は、理事会のもとに法人本部、大学、短期大学の組織が配置され、教育組織と連携して業務の推進に当たり、適切に機能している。理事会構成員 9 人のうち学長を含めた 4 人が大学関係理事であり、教学部門の意向が十分反映できる体制となっている。監事は、非常勤ではあるが、弁護士、税理士を含め 3 人体制により監査機能を十分果たしている。理事会を補完する機関として「運営理事会」を置き日常業務の執行に当たり、評議員会は諮問機関として 24 人で構成されている。学園が運営する各校園の総合調整機関としての「所属長会」から、「運営理事会」、評議員会、理事会へとつながる一連の会議により、組織的に整備された、適正に機能している管理運営体制となっている。

他方、大学では、「大学評議会」「学部教授会」「研究科委員会」などを置き、学則、規程に則り大学の目的達成のため適正かつ円滑に運営されている。また、当面の大学運営の諸案件についての意見交換の場として、学長以下教員、職員の主要管理職からなる「執行部会」が開催され、理事である大学役職者が理事会と「学部教授会」の情報共有を行っており、管理部門と教学部門との連携は適切に行われている。

教育研究活動の改善及び水準の向上を図るため、従来設置されていた「自己点検・評価委員会」組織を「授業評価委員会」と「大学 FD 委員会」とに機能別に独立させることにより活動を更に活発化させ、結果を運営に反映させていることなどを含め、大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制は評価に値する。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

中長期の事業計画に基づいた上で、事業実施をすべて自己資金で行い、現在も無借入金という健全な財政状態を維持している。大学の収支状況は、学生生徒等納付金で人件費、教育研究経費、管理経費が賄える状態で、各財務比率も健全な収支バランスを維持した運営がなされている。会計監査は、外部監査と内部監査とがあり、外部監査は公認会計士が実施し、内部監査は監査計画書に基づき学外監事が監査を実施している。監事と公認会計

士は、監事が公認会計士から監査状況の説明を受けるとともに双方で意見交換をするといった連携を図っており、学校法人会計基準に準拠した予算編成及び適正な会計処理がなされている。

財務情報は、財務三表（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表）をはじめ監査報告書、事業報告書、財産目録をホームページで公開し、広報誌では財務三表を掲載している。また、開示請求により利害関係者（ステークホルダー）には、閲覧できるシステムが整えられている。

外部資金の導入については、文部科学省科学研究費補助金、受託研究費、寄附研究費、資産運用収入、補助活動事業収入、施設設備利用料収入が主なものであるが、特に科学研究費補助金の獲得に向け、教員への説明会を実施することにより応募申請を促しているなど、財務全般において評価できる。

【優れた点】

- ・資金収支規模、帰属収入及び消費収支など、教育目的達成のための財務バランスは極めて良好である点は評価できる。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎、運動場の面積は大学設置基準の必要条件を満たしている。施設も図書館、体育館、情報関連施設など教育研究の目的を達成するために、キャンパスとして必要な整備を行うとともに、校内の喫煙場所の限定、学生が自由に利用できる学生ホールやバリアフリーの観点では、自動ドア、エレベータ、段差のない出入り口、障害者対応トイレの設置、学生が気分転換や健康管理に利用できるエアロバイク、ウォーキングマシン、ウェイトマシンを備えたトレーニング室など、学生生活に必要な教育研究環境が整備されている。また、遠隔地からの学生には学生寮が整備され適切に運営されている。

施設設備の安全管理は法令に基づいた、保守点検の実施、定期的な点検などの実施に努めるとともに警備会社に接続している機械警備と併せ警備員を 24 時間常駐させるなどして安全性の確保に努め、年度ごとにアメニティの向上や教育環境の向上に資する事業計画を立案し、教育研究環境の整備に取り組んでいる。

基準 10 . 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学施設の学外団体や地域への供与、公開講座、講演会・研修会などへの講師派遣、行

政機関の各種審議会・委員会などへの派遣、学生ボランティアサークルによる地域ボランティア活動など大学の物的・人的資源を地域に提供している。

勤労者の心身の健康増進などを目的に「EAP研究所」(Employee Assistance Program : 従業員支援プログラム)を設置し、医療法人と協同して労働者のメンタルヘルス問題の解決のため、とりわけ職場での対応が困難なうつ病などによる休職労働者への機能回復の支援及び円滑な復職と復職後の職場適応・就業継続のための効果的な支援の復職プログラムの開発を行っている。また、大阪地域の大学・短期大学との単位互換制度への参加など、他大学などとの適切な関係が構築されている。

「地域支援交流センター」を設置し、地域の行政機関と連携協力に関する協定書を締結して就学児童の身体検査・スポーツテスト・遠足・プール指導の補助や不登校児童などの指導助言を行っている。また、大阪府立の高校及び大学附属高校と協定を締結し高校生が大学の講義を聴講できる高大連携講座や柏原市などが主催する講座への講師の派遣など地域社会との協力関係が構築されている。

【優れた点】

- ・「EAP研究所」における休職労働者に対する機能回復への支援事業は、社会的にも高く評価できる。

基準 11 . 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理については、就業規則の中に服務規律として、「人権擁護規程」「セクシャルハラスメント防止等に関する規程」「個人情報保護に関する規程」を制定し、研究に関わる対応としては、「研究倫理委員会規程」、公的研究費不正に関する取組みとして、「公的研究費管理・運営体制規程」「公的研究費における不正対応に関する規程」を定めている。学内外に対する危機管理に関しては、緊急連絡網により事務局長に集約され、学長以下管理職に報告され、必要に応じて「緊急対策会議」が招集され対応策を検討実施する体制が整えられている。火災を含めた災害時の防災体制整備としては、消防計画を策定し学長を隊長として「自衛消防組織」を編制している。また、大学の各校舎 1 階には AED (自動体外式除細動機) を設置しており、感染症に対しては、教員医師と相談しながら、適切に対応している。

学生のトラブルに関する危機管理は、学生支援センターと教務部との連携において、迅速な対応を可能としている。外部からの不審者侵入に対しては、警備会社と連動した警報システムの設置、守衛室常駐、巡回警備などの体制を強固にし、事務所の要所には「さすまた」を設置し、使用講習も行っている。

教育研究成果は、刊行物としての「大学紀要」「心理・教育相談センター紀要」「EAP(Employee Assistance Program)研究所紀要」及び「学園広報」と、公開講座(柏

関西福祉科学大学

原市教育委員会後援)、大学教職員研修会(大阪府教育委員会からの要請)、その他各種フォーラム、講座、講演会を開催するなど、体制が整備されている。